

四日市市告示第519号

四日市市がけ地近接等危険住宅移転補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年6月17日

四日市市長 森 智 広

四日市市がけ地近接等危険住宅移転補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市がけ地近接等危険住宅移転補助金交付要綱（昭和54年四日市市告示第150号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において「危険住宅」とは、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条に基づき三重県知事が指定した土砂災害特別警戒区域又は三重県建築基準条例(昭和46年三重県条例第35号)第6条で建築を制限している区域に存する生活の本拠を有する住宅で、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(1)から(2)まで (略)</p> <p>2 この要綱において「移転」とは、交付要綱に基づき四日市市が策定する事業計画にしたがって危険住宅を除却等し、危険住宅に代わる住宅を建設、<u>購入及び改修</u>することをいう。</p> <p>(移転完了報告)</p> <p>第9条 交付決定者は、移転が完了したときは、移転完了<u>実績</u>報告書(第5号様</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において「危険住宅」とは、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条に基づき三重県知事が指定した土砂災害特別警戒区域又は三重県建築基準条例(昭和46年三重県条例第35号)第6条で建築を制限している区域に存する生活の本拠を有する住宅で、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(1)から(2)まで (略)</p> <p>2 この要綱において「移転」とは、交付要綱に基づき四日市市が策定する事業計画にしたがって危険住宅を除却等し、<u>又は危険住宅に代わる住宅を建設(購入を含む。)</u>することをいう。</p> <p>(移転完了報告)</p> <p>第9条 交付決定者は、移転が完了したときは、移転完了報告書(第5号様式)</p>

式)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1)から(5)まで (略)

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、移転完了報告書等の書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、適正であると認めるときは、補助金の額を確定するものとする。

2 前項により補助金の額を確定した場合において、市長は、がけ地近接等危険住宅移転補助金交付確定通知書(第6号様式)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 申請者は、前条の確定通知を受けたときは、がけ地近接等危険住宅移転補助金支払請求書(第7号様式)により請求するものとする。

(交付の取消等)

第12条 (略)

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

第13条 (略)

第14条 (略)

に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1)から(5)まで (略)

(補助金の交付)

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、移転完了報告書等の書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、適正であると認めるときは、補助金を交付するものとする。

(交付の取消等)

第11条 (略)

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

第12条 (略)

第13条 (略)

改正後

別表（第3条関係）

補助金の交付の対象及び補助対象額は、次のとおりとする。

補助金の交付の対象	補助対象額
<p><u>【除却等費】</u> 危険住宅の除却及び引越（動産移転費、仮住居費等を含む。）等に要する費用</p>	<p>交付要綱附属第Ⅲ編イ—16—（12）—③がけ地近接等危険住宅移転事業における表イ—16—（12）—1 がけ地近接等危険住宅移転事業に係る基礎額等に規定する限度額の範囲内とする。 <u>なお、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</u></p>
<p><u>【建設助成費】</u> 危険住宅に代わる新たな住宅の建設、購入（これに必要な土地の取得を含む。）及び改修をするために要する資金を金融機関、その他の機関から借入れた場合において、当該借入金利子（年利率8.5%を限度とする。）に相当する額の費用</p>	

改正前

別表（第3条関係）

補助金の交付の対象及び補助対象額は、次のとおりとする。

補助金の交付の対象	補助対象額
危険住宅の除却等に要する費用	<p><u>補助対象経費から国の補助金等を控除した額の2分の1以内とする。</u> <u>ただし、限度額は交付要綱附属第Ⅲ編イ—16—（12）—③がけ地近接等危険住宅移転事業における表イ—16—（12）—1 がけ地近接等危険住宅移転事業に係る限度額等に規定する限度額とする。</u></p>
危険住宅に代わる住宅の建設又は購入（これに必要な土地の取得を含む。）をするために要する資金を金融機関、その他の機関から借入れた場合において、当該借入金利子（年利率8.5%を限度とする。）に相当する額の費用	

第1号様式から第5号様式までを次のように改める。

第1号様式（第5条関係）

がけ地近接等危険住宅移転補助金交付申請書

年 月 日

四日市市長

住 所

申請者 氏 名

電話番号

四日市市がけ地近接等危険住宅移転補助金交付要綱第5条の規定により補助金の交付の申請をします。

申請金額	①除却等費	円			
	②建設助成費	円			
① 危険住宅 (移転前) 【除却等費】	所 有 者	住 所			
		氏 名			
	所 在 地	四日市市			
	除 却 等 の 費用の見積額	除 却	円		
		引越費用等	円		
	除 却 等 の 予 定 年 月 日	除 却	年	月	日
		引 越	年	月	日
除却等後の 土地の利用					
② 危険住宅に代わ る新たな住宅 (移転先) 【建設助成費】	土地の地番				
	建 物	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> 改修			
	土 地	<input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> 造成工事			
	取 得 等 の 予 定 年 月 日	建 物	年	月	日
		土 地	年	月	日
	借 入 金	金融機関			
		借入予定金額	円		
返済期間		年	借入予定金利	%	

注 該当する□には、✓印を記入してください。

第2号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

四日市市長 印

がけ地近接等危険住宅移転補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました四日市市がけ地近接等危険住宅移転補助金
交付申請書を審査したところ、適当と認められるので、四日市市がけ地近接等危険住宅移転補
助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1 交付決定金額 円

（経費等の種別による内訳）

除却等費（除却費）	円
除却等費（引越費用等）	円
建設助成費（建物）	円
建設助成費（土地）	円
建設助成費（敷地造成）	円

2 住宅の所在地

移転前 四日市市

移転後

3 条 件

※ 関係書類は、補助金の交付を受けた年度終了後5年間は保管してください。

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

四日市市長

住 所

氏 名

電話番号

がけ地近接等危険住宅移転補助金変更・中止承認申請書

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知を受けた、がけ地近接等危険住宅移転補助事業の計画を下記のとおり（変更・中止）したいので、四日市市がけ地近接等危険住宅移転補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき申請します。

記

- 1 住宅の所在地 四日市市
- 2 経費等の種別
- 3 申請の内容 変更 ・ 中止
- 4 変更の内容

- 5 変更・中止の理由

第4号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

四日市市長 印

がけ地近接等危険住宅移転補助金変更・中止承認通知書

年 月 日付けで申請のありました下記の住宅に関するがけ地近接等危険住宅移転補助金変更・中止承認申請書を審査したところ、適当と認められるので、四日市市がけ地近接等危険住宅移転補助金交付要綱第7条第3項の規定により通知します。

記

- 1 住宅の所在地 四日市市
- 2 経費等の種別
- 3 申請の内容 変更 ・ 中止
- 4 補助金交付額 変更なし ・ 変更あり（ 円）
- 5 変更の内容

年 月 日

四日市市長

住 所

氏 名

電話番号

がけ地近接等危険住宅移転完了実績報告書

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知を受けた、がけ地近接等危険住宅移転補助事業について、下記のとおり移転が完了しましたので、四日市市がけ地近接等危険住宅移転補助金交付要綱第9条の規定により報告します。

記

1 住宅の所在地

移転前 四日市市

移転後

2 完了の年月日 年 月 日

(経費等の種別による内訳)

	除却等費（除却費）	完成年月日	年 月 日
	除却等費（引越費用等）	移転の日	年 月 日
	建設助成費（建物）	融資の日	年 月 日
	建設助成費（土地）	融資の日	年 月 日
	建設助成費（敷地造成）	融資の日	年 月 日

(※該当する箇所に○印、及び年月日を記入してください。)

3 添付書類（下記のうち、該当のものはすべて添付してください。)

- (1) 移転完了後の写真
- (2) 除却等に要した費用の証明書
- (3) 金銭消費貸借契約書の写
- (4) 法第7条第5項又は第7条の2第5項の検査済証の写並びに建物の登記事項証明書及び土地の登記事項証明書
- (5) その他市長が必要と認める書類

第5号様式の次に、次の2様式を加える。

第6号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

四日市市長 印

がけ地近接等危険住宅移転補助金交付確定通知書

年 月 日付けで決定した補助金の交付について、下記のとおり確定したので、四日市市がけ地近接等危険住宅移転補助金交付要綱第10条第2項の規定により通知します。

記

1 住宅の所在地

移転前 四日市市

移転後

2 経費等の種別

3 交付決定額

円

4 交付確定額

円

第7号様式（第11条関係）

年 月 日

四日市市長

住 所

申請者 氏 名

電話番号

がけ地近接等危険住宅移転補助金支払請求書

四日市市がけ地近接等危険住宅移転補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり補助金を請求します。

記

1 住宅の所在地

移転前 四日市市

移転後

2 経費等の種別

3 支払請求額

円

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

(都市整備部建築指導課)